

## 議題

## IFRS のエンドースメント手続

1. 前回基準諮問会議（第 18 回、2013 年 7 月 16 日開催）では、金融庁から本年 6 月に公表された「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」を受けて、ASBJ が実施する IFRS のエンドースメント手続に関する計画の概要を説明した。その後、「IFRS のエンドースメントに関する作業部会」が 4 回開催されている。
2. 「エンドースメントされた IFRS<sup>1</sup>」を開発するにあたっては、IASB が設定した個々の会計基準等について、修正することなしに採択可能か否かを判断する必要がある。また、どのような項目について、ガイダンスや教育文書等の作成が必要かについても判断する必要がある。これらの判断をするために、作業部会では、以下のとおり、IFRS と日本基準を比較することにより検討が必要な項目の候補の抽出を行った。

	項目
第 1 回	有形固定資産、無形資産、リース、収益、棚卸資産、法人所得税他（IAS 第 2、11、12、16、17、18、20、23、36、38、40 号、IFRIC 第 1、4、13 号）
第 2 回	外国為替レート、従業員給付、引当金、表示、企業結合他（IFRS 第 2、3、4、5、6 号、IAS 第 1、7、8、10、19、21、26、29、33、34、37、41 号、IFRIC 第 14 号）
第 3 回	連結他、解釈指針（IFRS 第 10、11 号、IAS 第 27、28 号、IFRIC、SIC）、財務諸表注記
第 4 回	金融商品他、初度適用（IFRS 第 1、9、13 号、IAS 第 32、39 号）

3. 各作業部会では、IFRS の各会計基準及び解釈指針について、IFRS と日本基準において差異がある主要な項目について各項目の比較を行い、各項目につき、「会計基準に係る基本的な考え方」、「実務上の困難さ」及び「周辺制度との関連」を勘案して、「検討が必要な項目の候補」に＊を付して、その理由を記載している。  
また、初度適用については、別途、分析資料を作成し、IFRS 第 1 号の例外規定の追加の要否について検討を行っている。
4. 今後の作業部会においては、「検討が必要な項目の候補」として抽出された項目について、修正、削除が必要であるかどうか、また、ガイダンスや教育文書等の作成が必要かについて詳細に検討を行う予定である。

以上

<sup>1</sup> 当該会計基準の名称は、今後、金融庁により検討される。